平成28年度　第４回大阪府環境審議会温暖化対策部会　議事概要

１．日　時　　平成28年12月３日（土）　10時～12時30分

２．場　所　　大阪府咲洲庁舎29階会議室

３．議　事

（１）気候変動の影響への適応について

【資料１－１】【資料１－２】【資料１－３】【資料１－４】【資料１－５】

【参考資料１】【参考資料２】

（２）大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく事業者の顕彰に関する審査について【資料２－１】【資料２－２】【資料２－３】【参考資料３】

４．委員からの意見要旨

　（１）気候変動の影響への適応について

【委員】

　　○消費者の立場からすると、環境をキーワードにしても惹かれない。水なすを例に取ると、気候変動が進むと品質が低下することをアピールすることで、「適応」の認知度を上げることにつながるのではないか。

　　○最近の消費者はあまり新聞を読まないので、インターネットやSNSを活用して「適応」を取り上げることで認知度を上げることが期待できるのではないか。

　【委員】

　　○地球温暖化による影響評価、その影響に対する適応がどれだけ大変かを認識してもらうことが重要。また適応だけでなく、緩和も大事であることを改めて認識してもらうことが大切。

　　○世界的に見ると、地球温暖化の影響は深刻で、特に北の方の永久凍土の上に建物や道路があるところは、町をつくりなおさないといけない。日本では地球温暖化の問題を深刻な問題として捉えられていないが、どのように認識してもらうのかが課題。

　　○適応策の推進の方法としては、２つの方向性があると考える。１つは網羅的に捉えて全貌を伝えていくのか、もう１つは熱中症・病害虫・身近な食のようなテーマについて、重要性を認識させるとともに、集中的に取組んでいくのか。

　【委員】

　　○多様な状況に対して、多様に取組んでいけるような仕組みづくりも大事と考える。データ収集する体制づくりが大事であり、それらを共有することで、多様な対応ができるのではないか。

　【委員】

　　○デング熱等の感染症についても取り上げてもらいたい。

　　○熱中症とヒートアイランドの問題が、国の適応計画で言うところの「健康」と「府民生活・都市生活」の分野に切り離されているが、検討する上で工夫が必要。

　　○地球温暖化は各組織がどのように関わっていくかが課題となるので、組織体制の整備は重要であると考える。

　　○ヒートアイランド対策については、内陸側の気温が高くなる傾向があるので、きめ細かい取組を実施していく必要があると考える。

　【委員】

　　○電力の需要がひっ迫する夏のピーク時などにエネルギーが途絶えることのないよう、日ごろの備えとしてのエネルギーの安定供給は考えておくべき。

　　○空港や港湾の水際対策や、都市部の中で暑さから逃げることができるスペースがあれば良いと考える。

　　○各部局にどのような対策があるのかを網羅的に整理できれば。

　【委員】

　　○「適応」の言葉自体が分かりにくい。認知しやすい言葉に置き換えるべきではないか。

　　○現場の声を吸い上げ、行政に何ができるのかを議論することが大事。技術革新も１つの対策になり得るだろう。

　　○ヒートアイランド対策で重要なのは、まちづくりになると思う。ただすぐにできることではなく、長い目でみることも大事。今の議論は当面10年であるが、切り分けて議論できれば有効な策が整理できるものと考える。

　　○資料１－５で「手戻りを回避する」とあるが、むしろ手戻りを恐れないということも大事で、その場で迅速な対応をするためには手戻りを恐れず臨機応変に対応していくことも必要と考える。

　【委員】

　　○適応については網羅的に取組む方向性だが、喫緊に対応しなければならない課題についても確認して盛り込んでいく。

　　○エネルギーの安定供給やデング熱等についても新たに盛り込む。

　　○各現場で実施していることを、環境部局が主体となってネットワークを作っていく。

　　○気候変動の影響とそれに対する適応についての調査を進めていく。

　　○「適応」を含め、地球温暖化に対する府民への浸透が足りないことに対する課題解決。府民に伝える時の言葉を含めて作りなおすことが大事。

　　　【事務局より】

　　　　 ○国の計画における７分野について、優先順位を付けることは難しいので、スタ

ートとしては全ての分野について、ご審議いただきたい。

　　　　 ○個々の取組というよりは、方向性の部分についてご審議いただきたい。

　　　　 ○「健康」と「府民生活・都市生活」の整理など、ご審議いただく中で行って

いきたい。

　　　　 ○感染症やエネルギー等に係る対策については、追加を検討する。

【非公開】

（２）大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく事業者の顕彰に関する審査について

■選考方法

温室効果ガスの排出削減量や実施した対策などの取組み内容を評価し、他の事業者又は事業所（以下「事業者」という）の模範となるものを選考。

①温室効果ガスの排出削減を実施していること。

②前年度（過去からの継続的な取組みを含む）の温暖化防止等の対策の内容において、先進性、効率性、有効性のいずれかに、とりわけ優れた取組みを実施し、確実な効果をあげていること。

■選考経過

①平成28年度おおさかストップ温暖化賞に応募があった12事業者について、審査を行った。

②審査資料を基に、取組内容について、①先進性 ②効率性 ③有効性をそれぞれ１～５の５段階で各委員が事前評価を行った取組内容の評価点と、削減実績の評価点（客観的評価により各事業者を５点満点で評価）をあわせた点数をもとに、審査を行った。

③委員による審査の結果、大阪府知事賞に１事業者、優秀賞に６事業者を選考した。また、特別賞として１事業者を選考した。